

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。</p> <p>「郵便物送付に係る後納料金の利用について」</p> <p>(1) 契約期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日まで (2) 経費支出伺の起案日：平成28年5月26日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成28年5月26日 (4) 支出負担行為額：2,400,000円</p>	<p>財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>年度当初に経費支出伺を行う必要がある業務（年度当初から業務を開始するもの）について、リストを作成し、手続の遺漏がないよう当該リストに基づき適切な管理を行うこととした。</p> <p>また、平成29年8月2日に実施した室内の会計事務研修などを通じ、今回の監査結果とともに財務会計事務のルールを周知徹底した。</p> <p>今後とも、経費支出を伴う業務の実施に当たっては、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年6月12日から同年7月10日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
住宅まちづくり部 都市居住課	下記の普通財産の貸付けについて、公有財産台帳に登録されていなかった。					<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p>	<p>普通財産の貸付情報については、公有財産台帳等管理システムにおける平成29年度の入力開始日(平成29年9月25日)に速やかにシステムに登録した。</p> <p>なお、平成29年9月11日に今回の監査結果とともに、大阪府公有財産台帳等処理要領の事務手続について、メールにて課内周知し再発防止を図った。</p> <p>今後とも、公有財産規則等関係法令に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
	種別	貸付数量	貸付目的	年間貸付料	貸付期間		
	土地	1,333.53㎡	医学用実験施設 (施設名 彩都中部地区用地)	2,229,100円	H28.4.27~H48.4.26		
土地	17,207.80㎡	自己用倉庫 (施設名 彩都中部地区用地)	9,557,600円	H28.6.14~H48.6.13			

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年6月12日から同年7月10日まで)